

2014年度 関西学院大学 公的研究費不正防止計画とその履行、2015年度 関西学院大学 公的研究費不正防止計画

項目	目標	実施計画	履行状況	2015年度 公的研究費不正防止計画
1. 機関内の責任体系の明確化				
公的研究費の運営・管理に関わる責任者の役割、責任の所在・範囲と権限の明確化	責任者の役割、責任の所在・範囲を明確にする。	現行の「公的研究費取扱規程」第3条(責任体系)、第4条(最高管理責任者)、第5条(統括管理責任者)、第6条(部局管理責任者)を新たに制定する「関西学院大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」の第2章(学内の責任体系)の第3条(責任体系)、第4条(最高管理責任者の責任と権限)、第5条(統括管理責任者の責任と権限)、第6条(コンプライアンス推進責任者の責任と権限)として組み込み、学内外に周知する。(2015年4月)	「関西学院大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を2015年4月1日付で制定し、第2章(学内の責任体系)に「責任体系」(第3条)、「最高管理責任者の責任と権限」(第4条)、「統括管理責任者の責任と権限」(第5条)、「コンプライアンス推進責任者の責任と権限」(第6条)を明文化した。2015年3月末付でその職名を機構HPにアップロードした。	
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備				
ルールの明確化・統一化	公的研究費の事務処理手続きに関するルールを運営・管理に関わる全ての構成員に周知する仕組みを構築する。	研究関連諸制度ガイドブック、研究費経理マニュアル等を体系化し、機構HPにアップロードする。(2014年9月)	研究関連諸制度ガイドブック、研究費経理マニュアル等を体系化し、機構HPにアップロードした。(2015年3月)	
関係者の意識向上	体系立てた「コンプライアンス教育」を実施する。	新たに制定する「関西学院大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」の第3条、第6条及び第7条にコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を規定し、統括管理責任者の指示の下、部局内の研究活動に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、その受講状況を管理する役割を明記する。(2015年4月)	「関西学院大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」の第3条、第6条及び第7条にコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者として、統括管理責任者との連携の下、学生も含む部局内の研究活動に関わる全ての構成員に対し、研究倫理教育・コンプライアンス教育を適宜実施し、受講状況を管理監督することを明記した。(2015年4月施行)	研究者全員が最高管理責任者宛に「誓約書」を提出する。
		体系立てた「コンプライアンス教育」の実施(2015年4月)に向けて、教材や取組方法を検討する。(2015年3月)	体系立てた「コンプライアンス教育」の実施に向けて、大学としてDVD教材を作成した。学部・研究科等にFD研修会の教材として使用するよう依頼する。(2015年4月)	コンプライアンス推進責任者のもと、研究倫理教育教材(DVD3本)の教授会での視聴等FD研修会を実施し、統括管理責任者宛に所定様式により実施状況を報告する。
				コンプライアンス推進責任者のもと、研究倫理リーフレットを大学院学生・学部学生に配布し、統括管理責任者宛に所定様式により実施状況を報告する。
告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	不正に係る情報が、窓口担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。	不正にかかわる情報が迅速に最高管理責任者である学長に伝わるよう、研究倫理委員会規程等関係規程を改正する。(2015年4月)	研究倫理委員会規程等関係規程第14条に「委員会 は、調査委員会を設置した旨及びその経緯、並びに調査委員会からの最終報告書、再調査報告書の内容を学長に報告する。」ことを明文化した。(2015年4月1日改正施行)	
	調査に関する規程において、不正に係る調査の体制・手続等を明確に規定する。	調査委員の半数以上を外部有識者で構成すること、配分機関への報告(告発を受けたことについては30日以内、最終報告については210日以内に報告)、その他調査委員会による調査方法等、調査の実施に関する詳細を「研究倫理委員会および調査委員会による調査マニュアル」を制定すること等を倫理委員会規程及び倫理委員会規程における調査委員会に関する内規に明文化する。(2015年4月)	調査委員の半数以上を外部有識者で構成すること、配分機関への報告(告発を受けたことについては30日以内、最終報告については90日以内に報告)、その他調査委員会による調査方法等、調査の実施に関する詳細を「研究倫理委員会および調査委員会による調査マニュアル」を制定すること等を倫理委員会規程及び倫理委員会規程における調査委員会に関する内規に明文化した。(2015年4月改正施行)	
	懲戒規程において、研究活動における不正行為を処分の対象として明示する。処分に関して学外への公表を規定する。	懲戒規程第2条(懲戒事由)第8号を「研究活動上の不正行為を行った場合」に変更する。同規程第10条(懲戒処分の告示)第2項の「懲戒処分については、学内に公表する場合がある」を「懲戒処分については、学内外に公表する場合がある。」に変更する。(2015年4月)	懲戒規程第2条(懲戒事由)第8号を「研究活動上の不正行為を行った場合」に同規程第10条(懲戒処分の告示)第2項の「懲戒処分については、学内に公表する場合がある」を「懲戒処分については、学内外に公表する場合がある。」に変更した。(2015年4月1日改正施行)	

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施				
不正防止計画の実施	最高管理責任者が率先して不正防止計画を実施することを機関内外に表明する。	学部長会、大学評議会に学長が不正防止計画を報告する。機構HPに不正防止計画をアップロードする。(2014年9月)	機構HPに不正防止計画をアップロードした。(2015年3月)	機構HPに2015年度不正防止計画をアップロードする。
4. 研究費の適正な運営・管理活動				
発注について	①Web発注システムの充実を図る。	①Web発注システムにおける取扱品目の拡大を検討する。(2015年4月)	①理工学部の取引品目に特化したWeb発注システムの構築に向けて準備を進めた。	理工学部の取引品目に特化したWeb発注システムを構築する。
	②業者からの誓約書の提出について、条件を定めて対象を抽出し、提出を依頼する。	②科研費(直接経費)における取引状況を分析し、取引金額の多い業者(上位10社)を抽出して、誓約書の提出を依頼する。(2015年3月)	②科研費(直接経費)における取引状況を分析し、取引金額の多い業者(上位11社)を抽出して、誓約書の提出を依頼し回収した。(2015年3月現在9社提出済、他2社は4月提出)	
	③研究者発注に伴う権限と責任を研究者本人に理解させる。	③研究者発注に伴う研究者の権限と責任につき、マニュアル等に記載し、研究者の理解を促す。(2015年4月)	③研究者発注に伴う研究者の権限と責任につき、研究者の理解を促すため、研究費経理マニュアルに明記した。(2015年3月)	
検収について	データベース・プログラム、デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収について、基準と方法を明確にする。	データベース・プログラム、デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収を実施する(対象外としているものを対象に加える)。(2015年4月)	データベース・プログラム、デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収方法等を策定した。(2015年3月)	
非常勤雇用者の雇用管理	非常勤雇用者の雇用管理の方法を改善する。	労働条件確認書を研究者・従事者の2者確認から事務局を加えた3者確認に変更し全員から徴する。(2015年4月)	労働条件確認書を研究者・従事者の2者確認から事務局を加えた3者確認に変更し全員から徴するよう、準備を進めた。(2015年3月)	非常勤雇用者の勤務状況確認のための研究室訪問を実施するとともに、出勤簿管理を事務部門(研究推進社会連携機構・各学部研究科等)で行うことを検討する。
換金性の高い物品の管理	PCについては金額に関わらず登録するシステムを構築する。	PCについては金額に関わらずWeb資産もしくは台帳にて管理するシステムを検討する。(2015年4月)	2015年4月から、「耐用年数1年以上の者で1件又は1組の価格が5万円未満のパソコン(タブレット型を含む)」についても用品として取り扱うこととした。	
5. 情報発信・共有化の推進				
不正への取組みに関する機関の方針等の外部公表	不正への取組みに関する機関方針等の外部公表内容を見直す。	不正への取組みに関する機関方針、責任体系、不正防止計画、ルール(研究関連諸制度ガイドブック、研究費経理マニュアル等)を機構HPにアップロードする。(2014年9月)	不正への取組みに関する機関方針、責任体系、不正防止計画、ルール(研究関連諸制度ガイドブック、研究費経理マニュアル等)を機構HPにアップロードした。(2015年3月)	
6. モニタリングの在り方				
リスクアプローチ監査の実施	リスクアプローチ監査を実施する。	内部監査室においてリスクアプローチ監査につき検討し2015年度から実施する。(2015年4月)	内部監査室においてリスクアプローチ監査につき検討し2015年度から実施する。(2015年4月)	内部監査室によるリスクアプローチ監査の実施。